

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号

監査公表

◎岡山県監査公表第四号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項前段の規定により、岡山県知事から平成十九年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。
平成二十年十一月二十八日

岡山県監査委員 伊藤 文夫
岡山県監査委員 三原 誠
岡山県監査委員 石村 道
岡山県監査委員 大森 礼子
岡山県監査委員

平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

監査の結果等(要約)	措置状況
<p>第1 総合所見</p> <p>1 指定管理者制度導入についての総合的な運用指針について</p>	<p>「指定管理者制度導入の手引き」（平成17年5月策定）を平成20年4月「指定管理者制度運用の手引き」（以下「運用の手引き」という。）に改定し、指定管理者制度の運用指針とした。</p>
<p>(1) 応募資格について</p> <p>全く設定がない。</p> <p>少なくとも当該自治体の議員、幹部職員が役員に就任している団体については、共通の公平性確保の要件としては除外する旨を明記すべきであろう。</p>	<p>各施設に共通する応募資格として「募集要項における応募資格（共通項目）記載例」を定め、また、各施設が提供するサービス内容や設備等の内容を勘案し、必要に応じて、個別項目の設定を可能とし、「運用の手引き」に明記した。</p> <p>公平性確保の要件として除外すべきとされた点については、広く募集ができるよう除外規定に明記していない。公平性は、選定委員会を外部有識者で構成することで確保することにした。</p>
<p>(2) 公募の手續、公募の期間について</p> <p>この点についても全く明記されていない。</p> <p>少なくとも、募集要項の標準モデル、広報、情報開示の手法、説明会の開催要領について、具体的に示した標準的なモデルを設定すべきである。実際に、応募期間が平均的にみても30日間と短く、説明会の参加者が非常に少ないなど、民間業者が参入する障害となっていることは明らかである。したがって、公募期間については、十分な情報を開示したうえで少なくとも2～3か月の期間は必要である。</p>	<p>「運用の手引き」に公募の公告事項、募集要項に盛り込む標準的項目など作成書類の標準モデルや、募集要項の公表等、応募状況の公表、応募がなかった場合の対応など標準的な手續きを明記した。広報・情報提供の手法は、指定替え予定施設の情報などをホームページで公表することとし、説明会については複数回の開催や現地・施設の見学への対応などを例示し、説明会の在り方についても明記した。</p> <p>公募期間については、60日を標準的な期間とした。</p>

(3) 選定委員会の構成、選定基準について

選定方法、基準、配点、選定委員会の構成についても具体的に明記されていない。公正な審査、選定をするためには、各部局に任せきりにするのではなく、やはり、標準的な選定基準や審査の視点を設けるべきである。選定委員会の構成については、原則として専門的な知見を有する外部有識者で構成するのが基本であり、少なくとも過半数を占める構成にすることは不可欠であり、これを明記すべきである。

「運用の手引き」に公募による指定管理者候補の選定に当たっては、選定委員会を設置することとし、委員会は、原則5名以上の外部の委員で構成することとした。施設の特性から、県職員を委員に加える必要がある場合は、1名に限り、この場合、県職員を委員長に選任しないことを明記した。

選定方法については、標準的なフローを作成し、選定基準は、施設の設置条例に規定する指定管理者が充たす基準ごとに項目と審査の視点を記載した標準的な選定基準例を明記した。

(4) 指定期間について

「運用の手引き」においては、3年を標準とされている。民間事業者が参入しようとする場合、例えば施設管理のための機材、機器の購入を考えると仮にリース契約をするにせよ3年では短か過ぎるし、また人材確保の点から考えても、3年は短か過ぎるもので、このような短期の設定は民間業者参入の障害になることは明らかであるし、またその成果、業績をみるにしても不十分といわざるを得ない。公開性の確保の観点からは、せめて5年以上の期間を設定して、民間事業者が参入しやすい環境を整えるべきである。

指定期間は、3年を原則としている。ただし、5年以内で設定することが可能な施設を類型化（3類型）し、「運用の手引き」に明記した。

(例) 業務に一定の専門性や利用者との信頼関係の構築等が必要であり、人材の育成確保に一定の期間を要する施設(社会福祉施設など)

また、指定期間の延長を行おうとする場合の検討の視点を明記し、外部意見を聴取することを手続きとして定め、「運用の手引き」に明記した。

2 対象施設における運用の状況について

(1) 仕様の確定の観点

ア 選定基準については、当該施設の公益目的に照らして合理的なものを設定すべきである（意見）。

施設によっては、仕様確定の段階で、指定の前提となる「公の施設の目的」について、詰めた検討がなされていないように思われる。およそすべての公の施設に共通する公益的側面、すなわち、住民の平等な利用の確保、経営の安定性、安全管理、緊急時の対応、個人情報保護などは、重要な項目ではあるものの、いわば最低限要求されるものであり、これらはカットラインとして機能させるべきものである。また、当該施設の設置目的の内容や性質に照らして、経済的側面とのバランスを図った配点がなされるべきである。例えば、大きな娯楽設備を有する施設等では、住民サービスの向上とコスト削減が重点項目となるような審査基準を設定し、それらに重点を置いた配点基準とすべきである。

「運用の手引き」で、標準的な選定基準で、「管理運営の基本方針」を項目とし、この項目の審査の視点としては、「公の施設としての設置目的への理解」、「県の管理運営方針との整合性」を掲げるなど施設ごとの設置目的に対応した細やかな審査項目となるように努めることとした。

また、配点の設定にあたっては、サービス向上と経費節減のバランスに十分に配慮するとともに、各選定委員がつけた点数の合計値をもって採点する方法と、項目ごとにウェイトをつけ各選定委員がつけた点数に一定の数値を乗じた点数をもって採点する方式のいずれかを、各施設の状況に応じて、指定管理者に求める基準が、より選定結果に反映できるように選択することとした。

イ 指定管理の対象施設の切分けを再考すべきである（意見）。

同一敷地内にある施設をすべて一括管理すれば、経費の削減効果を期待でき、また、利用者サイドの視点からも、同じ敷地内にある施設のサービス向上につながる期待される。また、逆に、岡山県グリーンヒルズ津山のように、対象施設を切り分けることを検討してもよいケースもある。いずれにせよ、公の施設の目的を不断に問い直し、対象施設の切分けを検討すべきである。

施設に求められる役割の変化、県と民間、県と市町村の役割分担、さらには費用対効果等について検証し、施設そのものや提供するサービスの在り方を抜本的に見直しているところである。

そのうえで、引き続き、県が設置する公の施設は、県として真に提供する必要があるサービスについて、施設を設置することで効率的・効果的に提供できるものに限定することとしている。

ウ 利用料金の見直しを検討すべきである。(意見)。

利用料金の見直しを行うに当たっては、指定管理者の支出内容が真に必要であり妥当なものであるかを確認した上で、施設の性格により検討が必要であると考えられる。

①収益性が見込める施設

受益者負担の原則を前面に出し、施設の管理運営にかかる支出を可能な限り利用者から徴収する利用料金で賄い、県の負担(指定管理料等)を可能な限り小さくすることが考えられる。

②収益性が見込めない施設

県の方針としてどの程度の利用者を望むかを明確にした上で、それに見合う利用料金を設定し、不足分を県の負担(指定管理料等)で賄うように考えることが必要である。

利用料金については、公の施設の見直しの結果、引き続き設置する施設において、徹底したコスト縮減により最大限の効率化を図った上で、適正な施設使用料とすることを検討する。

エ 管理運営費(指定管理料)の積算が管理委託当時と指定管理者制度導入後で変化していない施設が多い(意見)。

具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。他の民間事業者がない場合でも、同業種に属する企業の平均給与等を参考にして人件費を見積もることも可能である。このように比較検討を行うことで、「管理経費の縮減」という指定管理者制度導入の大きな目的が達成されるものであると考えられる。

指定管理料の積算にあたっては、類似施設との比較を行うなど、より一層、適切な積算を行い、特に競争性が働きにくい非公募での指定の場合などは、その積算内容について指定管理者の発注契約が競争方式を前提としたものかなどの観点からも厳重なチェックを行いたい。

<p>オ 安全管理、緊急時の対応等のリスク回避に関しては、厳しい仕様を要求すべきである（指摘事項）。</p> <p>施設によってはこれがおざなりにされ、具体的な保険の担保内容まで厳密に把握していないケースもあると思われる。この点に関しては、弁護士等の法的専門家からの意見も求めながら適切な仕様を確定すべきであろう。</p>	<p>指定管理者に対し相応の保険加入を義務づけることとし、保険内容の報告を求め、県が賠償責任を負うことになるすべてのケースについて、特約条項の付帯などにより、その補償が行われる内容になっているか確認することを「運用の手引き」に明記した。</p>
<p>(2) 競争原理の確保の観点</p> <p>ア 原則として公募によるべきであり、非公募とするのであれば高度の合理性を要求すべきである（指摘事項）。</p> <p>公開性の観点からは、広く公募に付すべきであり、非公募は、「公募に付することそれ自体のコストが明らかに不相当な場合」等の例外的な場合に限るべきであろう。</p> <p>また、例外的に非公募に該当するか否かの判断についても、県の内部で決めるのは不十分であり、外部有識者の意見も採り入れる審査委員会のようなシステムを作るべきである。</p>	<p>指定管理者は公募により決定することを原則とし、非公募とできる事由を</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公募を実施したが、申請がなかったとき、又は審査の結果指定管理者候補となるべき団体等がなかったとき。 2 指定管理者候補として選定した団体等を指定することができなくなったとき、又は指定を取り消したとき。 3 施設の廃止又は譲渡の方向性が決まっているとき。 4 施設の設置目的や形態、提供するサービスの内容等を考慮し、特に必要があると認められるとき。 <p>とし、上記4に該当する場合は、その適否について、外部有識者の意見を聴取することとし、「運用の手引き」に明記した。</p>
<p>イ 募集期間は最低でも2～3か月とすべきである（意見）。</p> <p>初年度は改正法施行の関係で時間的余裕がなく、やむを得ない面もあったかもしれないが、公開性確保の観点から、今後は、最低でも2～3か月の募集期間をおくべきである。</p>	<p>「運用の手引き」に公募期間については、60日を標準的な期間とすることを明記した。</p>

<p>ウ 選定委員は、外部委員・専門家を中心として構成すべきである（指摘事項）。</p> <p>選定委員会のメンバーは基本的に県関係者以外として、しかも、各施設の特性、仕様に精通した外部有識者や専門家を入れるべきである。</p> <p>また、いわゆる収益性が見込まれる施設に関しては、公認会計士等の会計の専門家の登用も視野に入れる必要がある。</p>	<p>選定委員会は、原則 5 名以上の外部の委員で構成する。施設の特性から、県職員を委員に加える必要がある場合は、1 名に限定し、県職員を委員長に選任しない。外部委員については、大学研究者、弁護士、公認会計士、税理士、建築士のほか、各施設が提供するサービス内容等に応じた専門家から人選する。特に、財務規模の大きい施設については、原則として公認会計士や税理士などの財務の専門家を加えることとし、「運用の手引き」に明記した。</p>
<p>(3) 契約によるコントロールの観点</p> <p>ア 第三者への委託（再委託）については、指定管理者制度の趣旨に照らし、厳格に運用すべきである（指摘事項）。</p> <p>多くの包括協定書においても、第三者への一括委託は禁止され、個別的に第三者へ委託する場合には、届出等を要することになっている。</p> <p>前述したような競争原理を通じて最も適切な団体を指定管理者として指定するという指定管理者制度導入の趣旨から考えると、一括委託が禁止されることは当然のこととして、一括でなくとも管理業務の本質的部分、重要部分についての再委託については同様に禁止されると考えるべきであるし、個々の再委託の集積であっても、全体としての比率が高い場合には、問題があろう。</p>	<p>第三者への再委託にあたっては、あらかじめ、届け出を義務付けるほか、指定管理者の下で、管理運営業務の統括・一元化を図ることとしている。</p> <p>施設の使用許可権限が留保され、かつ、指定管理者のもとで管理運営業務の統括・一元化が図られている場合には、指定管理業務の一括再委託には該当しないものと考えている。</p>

イ 収支報告書の提出を遵守させ、その内容を詳細に検討すべきである（指摘事項）。

指定管理者から提出される収支報告書の収支がゼロになっているものが非常に多い。しかしながら、通常、収入と全く同額の支出を行うことはよほどの事情がない限りあり得ないものと思われる。

岡山県では、現在、指定管理者から提出された収支報告を受理するだけで、内容の詳細な検討は行っていない状況である。したがって、収支報告が指定管理業務に係るものを適切に、過不足なく示していることを確かめる体制を整えることが必要である。

各施設の収支規模等を踏まえ、必要に応じ、詳細な収支報告書の作成や収支報告書と帳簿類の突き合わせを行うなど適正な経理処理の確保に努めることとし、「運用の手引き」に明記した。

ウ 行政評価のため、しかるべきモニタリングシステムの構築をすべきである（意見）。

岡山県では、各部局が所管する事務業務について評価調書を作成し、翌年度の予算編成に反映させているが、施設の管理運営については評価の対象としていない。

評価委員会等のモニタリング機関を設置するなどして、例えば、四半期ごとにチェックするなどのシステムを構築すべきである。

施設利用者の意向を把握し、管理業務に反映させるため、利用者アンケートを実施することとした。アンケート調査は、指定管理者が行うこととし、協定書において、実施について規定することとした。

管理運営業務の実施状況の点検を実施することとし、指定管理者が自らの管理運営の状況を自己点検し、県は、自己点検結果を踏まえ、指定管理者の管理運営の状況を点検することとした。

点検結果については、実施状況の度合いにより、4つに区分することとした。

点検結果については、指定管理者に周知し、以降の管理運営業務に反映するよう指導監督するとともに、次期指定管理者の募集条

	<p>件などへの反映にも努めるようにした。</p> <p>県の実施状況の点検に当たっては、必要に応じて、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。</p>
<p>エ 指定管理者の指定の取消し等がなされた場合の損害賠償の規定を協定書に明記すべきである（意見）。</p> <p>指定管理者側の帰責事由により指定管理者の指定の取消し等がなされた場合には、岡山県が指定管理者に対し損害の賠償責任をすることができる旨を、協定書に明記すべきである。</p>	<p>「運用の手引き」で包括協定標準例を定め、指定を取り消した場合の損害賠償について規定した。</p>
<p>(4) その他</p> <p>指定管理者の指定期間にかかる指定管理料の予算措置を行うべきである（意見）。</p> <p>大多数の指定管理者の指定期間は3年間であるが、県は債務負担行為による予算の確保を行っていない。債務負担行為として予算に定めることで、議会や県民に対して県財政の正確な情報を発信することにもつながるものである。さらに、法的観点からみても、指定期間を定めた協定書の法令上の位置付けについては明確な見解はないものの、協定書は実質的に契約と同等の法的効力を有すると一般に考えられており、法的拘束力を有することは明らかであろう。したがって、以上の観点から、指定管理者の指定と同時に、指定期間にかかる債務負担行為の設定を検討すべきである。</p>	<p>平成21年度予算から債務負担行為を設定することを検討している。</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>第2 各論</p> <p>1 おかやま旧日銀ホール</p> <p>(1) 指定管理者の選定手続を公募としたことは評価できる。</p> <p>市民の側から岡山県に対して積極的に活用内容の提案がなされたという特色ある経緯であるにもかかわらず、本施設の規模・性格に照らし、公募による選定手続が採られたことは、公開性・透明性の確保の観点から評価できる。</p>	<p>平成19年度に実施した2期目の指定管理者の選定手続も公募とした。</p>
<p>(2) 公募期間が短い（意見）。</p> <p>当該施設の指定管理業務の経験のない申請希望者に、参入するかどうかの検討をさせ、申請者間の公平性を担保するためには、最低でも2～3か月程度の募集期間を設けるのが望ましい。</p>	<p>平成19年度に実施した2期目の指定管理者の公募においては、平成19年8月31日から10月31日の2ヶ月間を公募期間として確保した。</p>
<p>(3) 選定委員は、外部委員を中心として構成すべきである（指摘事項）。</p> <p>原則として外部委員のみにするよう改善すべきである。</p> <p>また、効率的な運営の観点からは、公認会計士等の専門家を登用することも考慮に入れるべきである。</p>	<p>平成19年度に実施した2期目の指定管理者の公募においては、5名の委員のうち3名を外部有識者とした。今後は、原則として外部委員のみとする。</p>
<p>(4) 審査基準及び配点についてはおおむね適正である。</p> <p>審査基準及び配点は、本施設の公益目的が比較的明瞭に把握されているためか、具体的なものとなっており、おおむね適正なものと考えられる。</p>	<p>特になし</p>
<p>(5) リスク分担規定は、具体的で明確なものとするべきである（指摘事項）。</p> <p>今後は、包括協定において、具体的で明確な内容のリスク分担表を作成すべきである。</p>	<p>平成20年度からの包括協定においては、リスク分担表を作成している。（包括協定書に添付する業務仕様書で定めている。）</p>
<p>(6) しかるべきモニタリングシステムの構築をすべきである（意見）。</p> <p>時宜にかなった指導や次期指定替えの際の審査資料収集の観点からは、例えば、評価委員会などを設置し、四半期ごとに管理運営状況をモニタリングすることを考えてもよいのではないだろうか。</p>	<p>平成19年度に実施した2期目の指定管理者の公募に先だって、本施設における指定管理者制度の運営状況を評価する「評価会議」（外部有識者4名、県職員2名）を設置し、指定管理者の選定方法や管理運営上の課題等について意見を聴取した。</p>
<p>(7) 備品のラベル管理が必要である（意見）。</p> <p>備品等をもとに、物品に資産Noを付したラベルをちょう付して現物との対応関係を明確にしておく必要がある。</p> <p>備品は移動可能な物品であることから紛失等のおそれもあり、把握して県備品等管理簿に記載しておく必要がある。</p>	<p>ちょう付については未措置（今後検討） 県備品等管理簿は整備している。</p>

(8) NPO 法人の会計帳簿と県報告資料との整合性を確保するための工夫が必要である (意見)。

今後は、NPO法人の会計帳簿から県への報告資料作成へのプロセスを残す等して、照合作業が容易にできるような工夫改善が必要である。

NPO法人の会計区分を変更することは困難だが、19年度分から、実績報告の収支決算書類とNPO法人の帳簿の収支科目名を極力同一とするとともに、必要に応じて、両者の整合を確認できる記録を文書で残している。

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>2 岡山県グリーンヒルズ津山</p> <p>(1) 指定管理者制度の運用が制度本来の趣旨に沿っていない（意見）。</p> <p>岡山県において、同様の形態の施設は多数存在するが、そもそも、設置主体である県が管理運営について全く費用負担をせず、すべて市町村に委ねているような施設に、公の施設として県民全体のニーズがあるかどうかそれ自体が改めて問い直されるべきであろう。本施設についても、施設全体の市町村への譲渡も含めて、岡山県の公の施設として維持するかどうかという長期的・根本的な議論をすべきである。</p>	<p>「岡山県財政構造改革プランの公の施設の見直し」（以下「公の施設の見直し」という。）の中で検討を行っているところである。</p>
<p>(2) 対象施設の切分けを再検討すべきである（意見）。</p> <p>仮に、本施設を岡山県の公の施設として維持するのであれば、両者を分離し、ガラスハウスのあるエリアのみを公募に付するの、本施設の効率的・効果的運営に照らし、合理性を有するものと思われる。少なくとも、県民・利用者等の意識を調査し、検討の対象とすべきであろう。</p>	<p>「公の施設の見直し」の中で検討を行っているところである。</p>
<p>(3) 委託の禁止条項に実質的に違反している（指摘事項）。</p> <p>本施設においては、実質的にすべての管理業務を第三者に委託しているに等しい状態であり、上記条項違反の疑いが強い。</p>	<p>「公の施設の見直し」の結果、存続となる場合には、「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(4) リスク分担についてより具体的で明確な規定を設けるべきである（指摘事項）。</p> <p>特にガラスハウスにおいては、施設利用者の大きな事故も予想されるのであるから、具体的に明確なリスク分担表を作成するよう改善すべきである。</p>	<p>「公の施設の見直し」の結果、存続となる場合には、「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(5) しかるべきモニタリングシステムの構築をすべきである（意見）。</p> <p>今後は、事業報告書の信頼性を担保するため、必要な関連資料を入手してチェックする必要がある。また事業計画書に記載された項目について、財団の事業報告書等関連資料を入手して、その事業結果をモニタリングする必要がある。</p>	<p>「公の施設の見直し」の結果、存続となる場合には、「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(6) 備品のたな卸実施記録の保存が必要である（指摘事項）。</p> <p>今後は、定期的なたな卸を実施するとともに、現物たな卸の実施記録を整備保存しておく必要がある。</p>	<p>指定管理者に包括外部監査結果報告書の内容を通知し、対応を要請している。</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>3 岡山県岡山国際交流センター (1) 公募に付し、公開プレゼンテーションの機会を設けた点は評価できる。 公募手続に付した上、公開プレゼンテーションの機会を設けたことは、公開性・透明性の観点から評価できるものとなっている。</p>	<p>特になし</p>
<p>(2) 公募期間が短い（意見）。 当該施設の指定管理業務の経験のない申請希望者に、参入するかどうかの検討をさせ、申請者間の公平性を担保するためには、最低でも2～3か月程度の募集期間を設けるのが望ましいだろう。</p>	<p>「運用の手引き」により、公募期間については、60日を標準的な期間とした。指定管理者の募集を行う場合には、その旨を勘案し手続きを進める。</p>
<p>(3) 選定委員は、外部委員を中心として構成すべきである（指摘事項）。 今後は、原則として、外部委員のみとするよう改善すべきである。また、効率的な運営が図れるかどうかをチェックする観点からは、公認会計士等の専門家を登用することも考慮に入れるべきであろう。</p>	<p>「運用の手引き」により、公募による指定管理者候補の選定に当たっては、選定委員会を設置し、委員会は原則5名以上の外部委員で構成することとし、特に、財務規模の大きい施設については、原則として公認会計士や税理士などの財務の専門家を加えることとした。指定管理者の募集を行う場合には、その旨を勘案し手続きを進める。</p>
<p>(4) 審査基準及び配点に関し、従前の事業に固定化した項目を設けるべきでない（意見）。 指定管理者制度導入の趣旨が、民間事業者のノウハウ活用にあることに照らすと、独自の事業計画に対する裁量点的な項目も挙げるべきであろう。</p>	<p>施設の運営のみならず、申請者の柔軟な発想により企画・提案する事業について施設機能の発揮という観点から審査する項目を設けたところである。</p>
<p>(5) 協定書上の委託等禁止条項を見直すべきである（意見）。 一部であっても「管理業務の本質的部分・重要部分について再委託する場合には、岡山県の事前の承諾を要する」という条項に変更すべきである。</p>	<p>「運用の手引き」により、第三者への再委託にあたっては、あらかじめ届け出を義務付けるほか、指定管理者の下で、管理運営業務の統括・一元化を図ることとしている。指定管理者の募集を行う場合には、その旨を勘案して手続きを進める。</p>
<p>(6) 管理運営費（指定管理料）に関し、「管理運営経費」と「修繕費」を明確に定義すべきである（意見）。 本指定管理者の事業報告書が極めて簡略で詳細の費目が不明であることも考え併せると、この点について、岡山県が適切なモニタリングをなし得るのか極めて疑問である。</p>	<p>リスク分担表により、修繕費の定義を定めるとともに、事業報告書に修繕費の内訳を添付させることと、事業内容のヒアリング、決算の内訳に係るモニタリングに努めている。</p>
<p>(7) リスク分担表は妥当である。 リスク分担に関しては、相当具体的かつ詳細なリスク分担表が作成されており、その意味で評価できる。</p>	<p>特になし</p>
<p>(8) 事業報告書の収支報告書が簡略かつ不十分である（指摘事項）。 本施設にあっては、「管理に係る収支の状況」が極めて簡略かつ不十分であり、財団法人の決算書を添付することは最低限必要としても、これのみで事後的なモニタリングはおよそ不可能である。本指定管理者は、経営状況に係る事後的モニタリングの重要性に思いを致すべきである。</p>	<p>事業報告書に加え、事業内容のヒアリングの実施、決算の内訳の提出を要請するなど、経営状況に係るモニタリングに努めている。</p>

<p>(9) 備品管理が不十分である(意見)。 本施設設立当初から、備品は建物一式の中に含まれ、備品を個別に把握していないことによるものと思われるが、紛失等のおそれもあるから、やはり備品等管理簿等を作成して管理すべきである。</p>	<p>現在、現行の指定管理者の協力を要請し、備品管理簿の作成を実施しているところである。</p>
<p>(10) 委託内容の見直し等による委託料縮減の効果があつた。</p>	<p>特になし</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>4 岡山県南部健康づくりセンター</p> <p>(1) 指定管理者制度導入は一定の合理性がある。 完全に民営化することは困難であるが、健康づくり支援・調査研究が行える民間団体がフィットネスや人間ドックについてその活力を生かすという意味で、指定管理者制度を導入する意義はあるだろう。</p>	特になし
<p>(2) 対象施設の切分けは妥当である。 全体を対象施設とした点は妥当である。</p>	特になし
<p>(3) 公募期間が短い（意見）。 当該施設の指定管理業務の経験のない申請希望者に、参入するかどうかの検討をさせ、申請者間の公平性を担保するためには、最低でも2～3か月程度の募集期間を設けるのが望ましいだろう。</p>	<p>「運用の手引き」により、公募期間については、60日を標準的な期間とした。</p> <p>「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、その旨を勘案し手続を進める。</p>
<p>(4) 選定委員は、外部委員を中心として構成すべきである（指摘事項）。 少なくとも、外部委員が過半数を占めるよう改善すべきである。また、効率的な運営が図れるかどうかをチェックする観点からは、公認会計士等の専門家を登用することも考慮に入れるべきである。</p>	<p>「運用の手引き」により、公募による指定管理者候補の選定に当たっては、選定委員会を設置し、委員会は、原則5名以上の外部の委員で構成することとし、特に、財務規模の大きい施設については、原則として公認会計士や税理士などの財務の専門家を加えることとした。</p> <p>「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、その旨を勘案し手続を進める。</p>
<p>(5) 審査基準及び配点は妥当である</p>	特になし
<p>(6) 協定書上の委託等禁止条項を見直すべきである（意見）。 一部であっても「管理業務の本質的部分・重要部分について再委託する場合には、岡山県の事前の承諾を要する」という条項に変更すべきである。</p>	<p>「運用の手引き」により、第三者への再委託にあたっては、あらかじめ届け出を義務付けるほか、指定管理者の下で、管理運営業務の統括・一元化を図ることとしている。</p> <p>「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、その旨を勘案し手続を進める。</p>
<p>(7) リスク分担規定は、より整理された内容とすべきである（意見）。 リスクの内容により場合分けをした上、各当事者の帰責性の有無により責任（リスク）の所在を決めるといった、より明確で分かりやすい内容とすべきである。</p>	<p>「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、指摘等を勘案し手続を進める。</p>
<p>(8) 事業全体にわたる収支報告を遵守させるべきである（指摘事項）。 管理運営費が支払われていないからといって、健康診断事業も指定管理の対象とされているのであるから、適切なモニタリングの観点からは、合理的な計算をするなどして、収支計算書に挙げる必要がある。</p>	<p>「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、指摘等を勘案し手続を進める。</p>

<p>(9) 指定管理料の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきである (意見)。 具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p>	<p>「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、指摘等を勘案し手続を進める。</p>
<p>(10) 仕様書添付の備品一覧の整備が必要である (意見)。 仕様書添付の備品一覧には、備品ラベル番号を記載して、岡山県が所有する備品の実在性を確認できるよう整備しておく必要がある。</p>	<p>仕様書添付の備品一覧と、実存する備品の備品ラベルの照合作業に着手している。</p>
<p>(11) 台帳整備が必要である (意見)。 「岡山県南部健康づくりセンター備え付け備品一覧」を基に現物確認するとともに、それに基づいた岡山県備品等管理簿を整備する必要があり、岡山県においてはその旨指導すべきである。</p>	<p>センター備え付け備品の現物確認作業、岡山県備品等管理簿の整備に着手している。</p>
<p>(12) 入札制度の積極的な導入により委託料縮減を図る必要がある (意見)。 本施設においては、競争原理が有効に機能していないことをかんがみると、協定書において、一定金額以上の委託等をする場合には、入札の実施を義務付けるなどの手法も考慮に入れるべきであろう。</p>	<p>「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、指摘等を勘案し手続を進める。</p>
<p>(13) 3Dハイビジョンシアターの他の用途への利用を検討する必要がある (意見)。 施設の有効利用を図る観点から、防音・音響設備を活かした貸室等他の用途への利用を検討する必要があると考える。</p>	<p>施設の構造面の制約から他の用途への利用は進んでいないが、「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、指摘等を勘案し手続を進める。</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>5 岡山県立児童会館</p> <p>(1) 選定手続において公開プレゼンテーションの機会を設けるべきであった（意見）。 公募手続に付している点も評価できるが、手続の公開性・透明性の観点から、公開プレゼンテーションの機会を設けるべきであったと考える。</p>	<p>「運用の手引き」により、選定において、原則として、各申請者からの公開によるプレゼンテーションの機会を設けることとした。 「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、その旨を勘案し手続を進める。</p>
<p>(2) 公募期間が短い（意見）。 当該施設の指定管理業務の経験のない申請希望者に、参入するかどうかの検討をさせ、申請期間の公平性を担保するためには、最低でも2～3か月程度の募集期間を設けるのが望ましいだろう。</p>	<p>「運用の手引き」により、公募期間については、60日を標準的な期間とした。 「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、その旨を勘案し手続を進める。</p>
<p>(3) 選定委員は、外部委員を中心として構成すべきである（指摘事項）。 原則として、外部委員のみにするよう改善すべきである。また、効率的な運営が図れるかどうかをチェックする観点からは、公認会計士等の専門家を登用することも考慮に入れるべきである。</p>	<p>「運用の手引き」により、公募による指定管理者候補の選定に当たっては、選定委員会を設置し、委員会は、原則5名以上の外部の委員で構成することとし、特に、財務規模の大きい施設については、原則として公認会計士や税理士などの財務の専門家を加えることとした。 「公の施設見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、その旨を勘案し手続を進める。</p>
<p>(4) 審査基準の配点はよりバランスの取れたものに改善すべきである（意見）。</p>	<p>「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、指摘等を勘案し手続を進める。</p>
<p>(5) 協定書上の委託等禁止条項を見直すべきである（意見）。 一部であっても「管理業務の本質的部分・重要部分について再委託する場合には、岡山県の事前の承諾を要する」という条項に変更すべきである。</p>	<p>「運用の手引き」により、第三者への再委託にあたっては、あらかじめ届け出を義務付けるほか、指定管理者の下で、管理運営業務の統括・一元化を図ることとしている。 「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、その旨を勘案し手続を進める。</p>
<p>(6) リスク分担規定は、より整理された内容とすべきである（意見）。 リスクの内容により場合分けをした上、各当事者の帰責性の有無により責任（リスク）の所在を決めるといった、より明確で分かりやすい内容とすべきである。</p>	<p>「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、指摘等を勘案し手続を進める。</p>

<p>(7) しかるべきモニタリングシステムを構築すべきである(意見)。 時宜にかなった指導や次期指定替えの際の審査資料収集の観点からは、例えば、評価委員会などを設置し、四半期ごとに管理運営状況をモニタリングすることを考えてもよいのではないだろうか。</p>	<p>指摘等を踏まえ、毎月の利用状況等の報告を徴することとした。</p>
<p>(8) 施設設備の重点化の見直しが必要である(意見)。 運営予算上の制約もあることから、児童のみならず一般社会人など幅広い利用者を獲得するため、プラネタリウム施設をより前面に出すなどの工夫も考えられてもよいだろう。</p>	<p>「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、指摘等を勘案し手続を進める。</p>
<p>(9) 利用料金の見直し検討が必要である(意見)。 プラネタリウム施設など一般社会人も利用する施設であることから、児童以外の者から応分の受益者負担をもとめることは当然のこととして、利用料金の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>「公の施設の見直し」の結果、存続となり、指定管理者の募集を行う場合には、指摘等を勘案し手続を進める。</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>6 岡山県総合展示場コンベックス岡山</p> <p>(1) 公募期間が短い（意見）。 最低でも2～3か月の募集期間を確保する必要があると考えられる。</p>	<p>「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(2) 選定委員は外部委員を中心として構成すべきである（指摘事項）。 選定委員会は外部委員を中心として構成し、委員長も外部委員が就任すべきである。</p>	<p>「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(3) 選定基準の設定・配点を見直すべきである（意見）。 指定管理者制度導入の趣旨が、住民のサービスの向上とコストの削減であることからすると、これらの点が明確で重点項目となるような審査基準を設定すべきである。</p>	<p>「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(4) 岡山県への納付金算定根拠が乏しい（意見）。 過去3年間の余剰金相当額の実績から県への納付額を算定するのではなく、指定管理者制度導入の一つの目的である「管理経費の縮減」を図るために、直近年度の収入・支出内容を精査した上で納付最低金額を算定すべきであったと思われる。</p>	<p>指定管理制度導入後の年度の収入・支出内容を調査した上で、納付最低額を算定する方向で検討中である。</p>
<p>(5) 岡山県への納付金は定額ではなく、業績に連動したものにすべきである（意見）。 県への納付金は定額とするのではなく、余剰の一定割合など業績に連動するものにすることが必要である。</p>	<p>納付金の一部を余剰等に連動させる方向で検討中である。</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>7 岡山県テクノサポート岡山 (1) 公募期間が短い（意見）。 最低でも 2～3 か月の募集期間を確保する必要がありと考えられる。</p>	<p>「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(2) 指定管理料の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきである（意見）。 具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p>	<p>「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(3) 事業収支の余剰が発生した場合でも、その一部は指定管理者に留保させるべきである（意見）。 委託料の精算による返還を求めないとするのではなく、余剰の一定割合など業績に応じて県に返還させることが必要である。</p>	<p>「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(4) 技術情報ライブラリー等の利用業務の管理と一体的に指定管理の対象とするのが適切ではないか（意見）。 技術情報ライブラリー等の利用業務を行える団体に制限があるのであれば、当該団体に、非公募で、技術情報ライブラリー等の利用業務と会議室等の利用の両方を指定管理の対象とし、本館内の会議室や技術情報ライブラリーについても、土日祝日も利用できるように改善を図るべきである。</p>	<p>会議室等の貸出業務を公募による指定管理にしたことで、競争原理が働き、利用が増えるなど指定管理制度導入の効果はあがっていると考えられる。 なお、施設を一体的に指定管理の対象とする利点としてあげられた本館内の土日利用については、本館の構造上、工業技術センターとの遮断に多額の経費が必要と考えられ、費用対効果の観点から困難と考えている。</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>8 岡山県水島サロン</p> <p>(1) 指定管理者の選定を非公募とする合理的な理由がない（指摘事項）。</p> <p>倉敷市開発公社のこれまでの管理状況は、施設の効用を最大限発揮できているとは考えられないのであるから、指定管理者制度導入の制度趣旨からすれば、本施設についても、公募により指定管理者を選定すべきであったと言える。</p>	<p>「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(2) 公募か非公募の決定段階で第三者による審査が必要である（指摘事項）。</p> <p>指定管理者の選定を非公募で行うか否かの判断を行う過程で、外部有識者の意見も採り入れる審査委員会のようなシステムを作るべきである。</p>	<p>「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(3) 指定管理料の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきである（意見）。</p> <p>具体的には、他の民間事業者のコスト情報等を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p>	<p>「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(4) 指定管理料の精算を行うべきである（意見）。</p> <p>協定書で指定管理料の上限を定めた上で、「決算の結果生じた赤字を折半する」とし、指定管理料の精算を行うようにする必要があると考えられる。</p>	<p>平成19年度から精算を行っているところである。</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>9 岡山県岡山テルサ</p> <p>(1) 公募期間が短い（意見）。 施設の状況を熟知し、応募書類を整えるには、今後、最低でも2～3か月の募集期間を確保する必要があると考えられる。</p>	<p>「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(2) 選定委員会の委員は、外部委員を中心として構成すべきである（指摘事項）。 本施設は宿泊施設等広く勤労者一般の利用が予定された施設であるから、その選定を担当する選定委員会は経済界の外部委員を中心として構成し、委員長も外部委員が就任すべきである。</p>	<p>「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(3) 選定基準の設定・配点を見直すべきである（意見）。 指定管理者制度導入の趣旨が、住民のサービスの向上とコストの削減であることからすると、これらの点が明確で重点項目となるような審査基準を設定すべきである。</p>	<p>「運用の手引き」に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>(4) 利用料金額の設定は、指定管理者の意見を踏まえて柔軟に行うべきである（意見）。 本施設が娯楽施設の意味合いも持つ施設であることも考慮に入れば、各部門の具体的な収支状況まで明らかとならなくとも、利用料金変更の理由が合理的であり、他の民間施設と比較しても、公の施設として不合理な金額でなければ、利用料金の変更について指定管理者の裁量が尊重されるべきであったと考えられる。</p>	<p>平成20年5月29日付けで指定管理者より料金変更承認申請書が提出され、内容を精査したところ適当と認められたので承認し、7月1日より料金を改定しているところである。</p>
<p>(5) 指定管理者制度の趣旨が顕著に発揮された施設である。 民間事業者の活用によって、指定管理者制度導入の目的の一つである「管理経費の縮減」が達成されたことが顕著に分かる事例である。 岡山テルサは民間事業者を活用することにより「住民サービスの向上」と「管理経費の縮減」を達成するという指定管理者制度の趣旨が十分に発揮されている施設であるといえる。</p>	<p>引き続き「住民サービスの向上」・「管理経費の縮減」など、指定管理者制度の趣旨が発揮されるよう努めてまいりたい。</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>10 おかやまファーマーズ・マーケット サウスヴィレッジ</p> <p>(1) 指定管理者の選定を非公募とする合理的な理由がない（指摘事項）。 本施設の指定管理者については公募することにより競争原理を導入し、再委託先の会社も含めて広く民間の活力を生かして効率的な経営を図るべきである。</p>	<p>措置を検討中であるが、現指定管理期間満了後（H21以降）の施設運営形態は未定</p>
<p>(2) 再委託の禁止条項に違反している（指摘事項）。</p>	<p>同上</p>
<p>(3) 収支報告書の内容を詳細に検討すべきである（指摘事項）。 収支報告が指定管理業務に係るものを適切に、過不足なく示していることを確かめる体制を整えることが必要である。</p>	<p>措置を検討中</p>
<p>(4) 指定管理料の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきである（意見）。 具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p>	<p>措置を検討中であるが、現指定管理期間満了後（H21以降）の施設運営形態は未定</p>
<p>(5) 指定管理者のコスト削減を促進する方策が必要である（意見）。 指定管理業務で利益が生じた場合でも、指定管理者の努力に対する報奨として、一部は指定管理者に留保することを認めるならば、指定管理者のコスト削減意識が促進されると考えられる。 中・長期的な視点からは、指定管理料の余剰の一部は指定管理者に留保させ、指定管理者のコスト削減を促進する方策を取ることが必要である。</p>	<p>同上</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>11 おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ</p> <p>(1) 指定管理者の選定を非公募とする合理的な理由がない（指摘事項）。 本施設の指定管理者については公募することにより競争原理を導入し、再委託先の会社も含めて広く民間の活力を生かして効率的な経営を図るべきである。</p>	<p>措置を検討中であるが、現指定管理期間満了後（H21以降）の施設運営形態は未定</p>
<p>(2) 再委託の禁止条項に実質的に違反している疑いがある（指摘事項）。</p>	<p>同上</p>
<p>(3) 収支報告書の内容を詳細に検討すべきである。（指摘事項）。 収支報告が指定管理業務に係るものを適切に、過不足なく示していることを確かめる体制を整えることが必要である。</p>	<p>措置を検討中</p>
<p>(4) 指定管理料の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきである（意見）。 具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p>	<p>措置を検討中であるが、現指定管理期間満了後（H21以降）の施設運営形態は未定</p>
<p>(5) 指定管理者のコスト削減を促進する方策が必要である（意見）。 指定管理業務で利益が生じた場合でも、指定管理者の努力に対する報奨として、一部は指定管理者に留保することを認めるならば、指定管理者のコスト削減意識が促進されることが考えられる。 中・長期的な視点からは、指定管理料の余剰の一部は指定管理者に留保させ、指定管理者のコスト削減を促進する方策を取ることが必要である。</p>	<p>同上</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>12 岡山県総合グラウンド</p> <p>(1) 公募手続に付し、公開プレゼンテーションの機会を設けたのは妥当である。 公募手続に付した上、公開プレゼンテーションの機会を設けたことは、公開性・透明性の観点から評価できるものとなっている。</p>	<p>次回公募においても公開プレゼンテーションを実施する。</p>
<p>(2) 公募期間が短い（意見）。 当該施設の指定管理業務の経験のない申請希望者に、参入するかどうかの検討をさせ、申請者間の公平性を担保するためには、最低でも2～3か月程度の募集期間を設けるべきである。</p>	<p>「公の施設の見直し」の結果を踏まえながら適切な周知・公募期間を設けるよう改善したい。</p>
<p>(3) 審査基準及び配点については、本施設の公益目的に照らし、改善すべきである（意見）。 カットライン基準をクリアした申請者の間で、②施設の機能を最大限に発揮するものであること、③施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること、④事業計画に沿った管理を安定して行うことといった実質的な項目につき競争をさせるべきである。</p>	<p>次回公募では、より具体的な審査項目とし、項目毎の配点を積み上げることで総合的に評価する審査基準に改善したい。</p>
<p>(4) 管理運営費（指定管理料）の修繕費は、できる限り変更すべきではないし、変更すべき事態が予測されるなら、あらかじめ包括協定書に規定しておくべきである（意見）。</p>	<p>修繕費は、包括協定書に管理運営費とは別に精算することと規定している。 安全確保など緊急の場合には修繕費の変更もやむを得ないものとする。</p>
<p>(5) 他会計繰出金の配賦根拠等を明定しておく必要がある（意見）。</p>	<p>他会計への繰出金の根拠について、明文化するよう検討する。</p>
<p>(6) リスク分担についてより具体的で明確な規定を設けるべきである（指摘事項）。</p>	<p>次回公募ではより具体的で明確な規定とするよう改善したい。</p>
<p>(7) 備品管理について</p> <p>① 仕様書添付の備品一覧の整備が必要である（意見）。 指定管理者においては、仕様書添付の備品一覧に備品ラベル番号を記載して、岡山県が所有している備品の実在性を確認できるよう整備しておく必要があるし、岡山県においては、次期指定替えの際の考慮事情とすべきであろう。</p>	<p>平成20年6月に備品の棚卸し作業を行い、備品台帳を整備した。 次回の指定管理者の募集では、備品の一覧表を仕様書に添付するよう改善したい。</p>
<p>② 台帳整備が必要である（指摘事項）。 台帳整備をするとともに、それに基づいた備品一覧を仕様書に添付する必要がある。</p>	<p>同上</p>
<p>③ たな卸実施記録の保存が必要である（意見）。 今後は、定期的にたな卸を実施するとともに、現物たな卸の実施記録を整備保存しておく必要がある。</p>	<p>同上</p>
<p>(8) 委託料縮減について更なる努力が必要である（意見）。</p>	<p>委託料のみでなく、全体の経費縮減が図られるよう検討したい。</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>13 岡山県立城下駐車場・地下広場</p> <p>(1) 公募期間が短い（意見）。 最低でも2～3か月の募集期間を確保する必要があると考えられる。</p> <p>(2) 選定委員は外部委員・専門家を中心に構成すべきである（指摘事項）。 選定の公正さをうたがわせないためにも、選定委員会は外部委員を中心として構成し、委員長も外部委員が就任すべきである。 大学教授に偏ることなく、駐車場経営に精通する経済人等を選定委員に加えるべきである。</p> <p>(3) 支出基準額の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきである（意見）。 具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p>	<p>当該施設については、岡山市の政令指定都市移行時に譲渡することが決まっており、同市が平成21年4月の政令指定都市移行を目指していることから、岡山県において指定管理者を募集しない予定である。</p>

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>14 特別史跡旧閑谷学校</p> <p>(1) 指定管理の対象施設（岡山県青少年教育センター閑谷学校との一体的管理）を検討すべきである（意見）。</p> <p>施設全体の効率的な管理という観点からは、全体を一括して指定管理の対象とし、管理に係る経費も見直すべきである。</p>	<p>旧閑谷学校は国指定特別史跡及び国宝を含む貴重な文化財であり、指定管理者には、文化財を適切に保存・管理し、かつ伝統行事（釈菜、読初の儀等）の実施・継承を行う能力が求められる。</p> <p>一方、岡山県青少年教育センター閑谷学校は研修施設であり、指定管理者には宿泊研修や野外活動での青少年指導の能力が求められる。</p> <p>二つの施設の指定管理業務は大きく異なり、求められる能力も違うことから、従来どおり、別々に指定管理者を選定する。</p>
<p>(2) 指定管理者を非公募で選定する場合、非公募によることの適否について第三者による審査を行うべきである（指摘事項）。</p> <p>本件施設の指定管理者の選定を非公募で行う場合であっても、その適否を第三者による選定機関を設けて審査を行い、指定管理者候補者の選定過程を透明化することが必要である。</p>	<p>審査委員会を設け外部有識者の意見を聴取する。</p>
<p>(3) 指定管理料の積算は、管理委託当時とは異なる視点で行うべきである（意見）。</p> <p>具体的には、他の民間事業者の人件費等のコスト情報を入手し、従来の管理委託コストと比較検討を行うことが必要である。</p>	<p>平成 18、19 年度の管理実績額を検証し、適正な指定管理料の積算を検討する。</p>
<p>(4) 指定管理業務で純利益が発生した場合でも、その一部は指定管理者に留保させるべきである（意見）。</p> <p>中・長期的な視点からは、指定管理料の余剰の一部は指定管理者に留保させ、指定管理者のコスト削減を促進する方策を取ることが必要である。</p>	<p>全体の経費の見直しや管理実績を踏まえ、剰余金の一部を指定管理者に留保するよう検討する。</p>